

共有される心

浅野 則子

はじめに

『古今集』の仮名序で紀貫之は、和歌が公的なものでなくなっていくことを次のように嘆いている。

いまの世の中、色につき、人の心、花になりけるより、あだなる歌、はかなき言飲み出でくれば、色ごのみの家に埋もれ木の人しれぬこととなりて、まめなる所には、花すすきほに出だすべきことにもあらずなりにたり。

紀貫之は、和歌は表面的な美しさばかりはしり、その場限りのものとなってしまい、ただ恋にのみ用いられているという。そして、さらに、次のように言うのである。

いにしへの代々の帝、春の花の朝、秋の月の夜ごとに、さぶらふ人々を召して、事につけつつ歌をたてまつらしめ給ふ。

和歌は、本来、帝と臣下が思うところを美しい自然に託して自らの意見を述べるものとなるのが理想だというのである。こうした和歌のあり方は、漢詩文と政治のあり方を理想とした紀貫之の和歌観に基づ

くものであり、和歌に公的な場を求めている彼の和歌への思いが託されているものである。ここで、考えておきたいのは、今の和歌が「色ごのみ」の間にのみあるということである。これは、女性たちが関わったことによって存在し続けた和歌という見方を可能にする一方、女性の和歌には、対男性という立場のみが考えられているということにもなる。

古今集以降、平安の都では女性達が、和歌と積極的に関わり、そこには、政治的に匂いすら漂わせる。天皇のまわりには、女性が和歌をもって存在しているのである。和歌が歌われる場としての宮廷というもの、和歌そのもののあり方にも大きく関係するにほかならない。こうした和歌の場と女性との関わりは、万葉集ではどうだったのであろうか。天皇の周辺で私的な和歌世界がどのように確立し、変化していくのかを万葉の中からまず考えていこうとするのが、小稿の目的である。

—

平安京において、後宮では、和歌を歌うことを中心として、共有する言葉意識を持つ文化圏をみることができると言える。そこで生活する女性達にとつて和歌をうまく歌うことは、自らの存在に関わることであり、私的な世界であっても、それは和歌によって、公的な世界とのつなが

りを保つていたといつても過言ではない。後宮の女性にとつて和歌は日常であるとともに、名声、権力へとつながるものであったといえよう。こうした、後宮のあり方は、万葉の時代と同じものとはいえないであろうが、万葉集の歌歌が作られた時代、女性たちの歌のあり方は場とどのように関わっているのだろうか。万葉集の女性の歌を考える時、私的な恋歌の世界が問題とされるのがほとんどであるが、女性達の歌の場というものを後の時代に認める時、その場が築きあげられることを可能にするものが、どのようなかたちで考えられるかということ、まずは、万葉集の歌からみていきたい。

万葉集には、はっきりと、後宮での歌のあり方を見ることはできない。しかしながら、宮廷における女性の歌をみることは可能である。万葉集の早い時期のものとしては、持統天皇と志斐の姫の例をみるることができる。

天皇、志斐の姫に賜へる御歌一首

①不聴といへど強ふる志斐のが強語このころ聞かずて朕恋ひにけり

志斐の姫の和へ奉れる歌一首

②不聴といへど語れ語れと詔らせこそ志斐いは奏せ強語といふ

三一二三六―七

天皇は志斐の姫に歌を贈っているがそこで、「強語」といい志斐の姫が、歌で語るということを求めている。「強語」とは何かという実際の内容は明らかにはできないが、万葉集における「語り」という表現をみると

③青みづら依網の原に人も逢はぬかも石走る淡海県の物語りせむ

七一一二八七

④忘るやと物語りして心やり過ぐせど過ぎずなほ恋にけり

十二一二八四五

③の歌の「淡海県の物語り」について、詳しいことは明らかではないが、人に語り伝えられていた特別なことがあったことは確かである。さらに、④の例のように「物語」することは、本来は、何かを忘れることができるのであった。それは、日常の会話とはことなつた内容であり、語るといふ行為を求める場や時があつたということになる。

こうして、例にあげた志斐の姫の歌は実体としての内容はどうであつても、昔からのことを語つて聞かすものであり、天皇の歌で「不聴」とあるように、必ずしも、いつも歓迎されるものでないとするならば、それは、半ば職掌としてのものと思われ、歌で「語る」ということによつて志斐の姫は天皇のそば近くにいたといえよう。姫という呼称から、才能の問題も考えられるが、ここでは、それにはふれない。ただ、問題とする「語り」について、歌によつてやりとりをするという関係のあり方を見るべきであり、天皇のまわりに歌語りをする人物が求められていたということ、歌に共有すべき表現世界を持つ女性たちがいたということはおさえておいてよいであろう。

万葉集に多くは残されていない天皇のまわりで歌を歌う女性たちではあるが、その中で明らかに天皇とそのまわりの女性の歌と思われるものをあげて、そのなかから、天皇のまわりにおける私的な歌の世界を考えることは可能であろう。

巻十九の四四三六から九の歌には、歌の説明の左註の後に次のような言葉がつづいている。

右の件の四首は、上総国の大掾正六位上大原真人（注）今城、伝へ誦みてしか云ふ。

この四首は一首目が「昔年相替りし防人」の歌であるほかは、天皇の周りの歌である。歌を大体的にあげていきたい。

先の太上天皇の御製せる霍公鳥の歌一首

⑤ほととぎすなほも鳴かなむ本つ人懸けつつもとな我を音し鳴くも

薩妙観の、詔に和へて奉れる歌一首

⑥ほととぎすここに近くを来鳴きてよ過ぎなむ後に験あらめやも

冬の日に、朝負の御井に幸しし時に、内命婦石川朝臣の詔に応へ

て雪を賦める歌一首

⑦松が枝の地につくまで降る雪を見ずてや妹が隠り居るらむ

時に水主内親王、寝膳安くあらずして、累被参りたまはず。より

てこの日をもちて、太上天皇、侍孀等に勅して、曰く「水主内親

王に遣らむために、雪を賦して歌を作り奉献れ」とのりたまふ。

ここに、もろもろの命婦等、歌を作るに堪えずして、この石川命

婦のみ独りこの歌を作りて奏す

これらの歌は、「右の件の四首は、上総の国の大正六位大原真人今城」が「伝誦」して伝えたことされるものの中にある。これらの歌の伝えられ方についても考えるべき問題ではあるが、今は準備がない。しかしながら、ここでは、当時太上天皇となっていた、元正のまわりで歌われた三首が、その歌が歌われた場が重要なものとして、伝承されたということをおさえておきたい。そして、それらの歌を作ったのは、⑥では薩妙観であり、⑦では内命婦石川朝臣という女性であることから、元正のまわりに歌を作る女性が存在したということが明らかにされる。それぞれの歌をみていきたい。

⑤と⑥は「元正と薩妙観の贈答であり、先に元正が「御製」し、それに對し、薩妙観に「詔」して歌わせたとする。歌の内容は「ほととぎす」を昔を思い出す鳥としてとらえた元正天皇の歌に對しての命婦の唱和というものである。「ほととぎす」は元正天皇にとって「本つ人」を思い出させる鳥とするが、ここでは、母、元明天皇を偲ぶものであるとするのが一般である。亡き人を偲ぶよすがとしての鳥を天皇

が歌い、その意味を解した命婦が答えるというあり方は、天皇のまわりで、私的な歌の世界が日常的に存在していたということに他ならない。「ほととぎす」を歌って展開する贈答当という歌の存在は歌の内容に共有するものを持ち、それを互いに出し合うという場のあり方を明らかにすることになるであろう。

さらに、次⑦の歌も同じ元正天皇のまわりのものであるが、これは、さらに、歌われた様子が細やかにしるされている。歌、左註によると「水主内親王」が病のために「寝膳安くあらずして、累被参りたまはず」という時、太上天皇が「侍孀等」に「水主内親王に遣らむために、雪を賦して歌を作り奉献」することをとめたとする。その時、他の命婦たちが歌を作れず、ただひとり、石川郎女が作り得たとする。石川郎女が歌い得たということにより、石川郎女の歌のうまさ、その場にふさわしい歌い方が評価されているものであるが、ここで、病床にあつて雪を見ることのできない水主内親王に歌によって雪を知らせるという行為がなされたことを考えたい。この場合も、歌われた世界を友に楽しみ相手に伝えるということに歌の効用を求めているのである。歌は、こうして宮廷において、人々をつなぐものであり、歌うということによつて共有する世界をもつ人々にとつて、日常の中で歌う行為の意味は大きいものであつたといふべきではないだろうか。

何を歌うかではなく、歌を交わす、歌で伝えるということが問題であり、ここでも、歌を中心とした、女性の文化圏ともいふべきものを見ることができる。歌の場を求める姿勢は、「左注」というかたちを取り、その場での歌のあり方を残すという姿勢にもあらわれている。このように、宮廷において、後の時代の後宮という形はまだ見ることのできないものと思われるが、狭い範囲での歌の場、天皇もしくは上皇がいる場が歌の場となるといえよう。それは、私的ではあるが、天皇を中心とした歌の享受の場であり、そこでは、贈答ということのみでなく、歌の共有が大きな意味を持つのではないか。

万葉集において、こうした歌のあり方が見られるのは、初期の持続のみならず、元正、元明という女帝であった。宮廷における女性と歌のあり方は、天皇の「性差」にかかわるのだろうか。次に、二人の女帝と深くかかわる聖武朝での、女性と歌との関わりを考えてみたい

二

満を持して即位した聖武天皇であるが、従来、この天皇について、歌の世界が論じられることは多くはなかった。しかしながら、万葉集の歌には、聖武をとりまく女性の歌をみることができ、これらの歌は、相間に分類されているが、歌のあり方はどのようにみることができのだろうか。まずは聖武と彼をとりまく女性との歌を具体的に見ていきたい。

十一年、巳卯、天皇の高円の野に遊獵し給ひし時に、小さき獣都里の中に泄走す。ここに適勇士に値ひて生きながらに獲らえぬ。

即ち此の歌を以ちて御在所に献上るに副へたる歌一首

⑧ 大夫の高円山に迫めれば里に下りける麤鼠ぞこれ

六一一〇二八

坂上郎女

右の一首は、大伴坂上郎女の作なり。ただ、いまだ奏を経ぬに小さき獣死斃れぬ。これに因りて歌を献ることを停む。

⑨ あしひきの山にしをれば風流なみ我がするわざをとがめたまふな

四一七二一

坂上郎女

この歌は、大伴家の女性である坂上郎女のものである。この歌は左註によると「ただ、いまだ奏を経ぬに小さき獣死斃れぬ。これに因りて歌を献ることを停む」とあるように、実際は奏上されなかったものの、献上すべき物とともに天皇に贈られるはずであったことがわか

る。物を贈るといふことのみではなく、それに歌をつけるという行為が求められていたということになる。それは、作者坂上郎女にとつては、物のみでは、天皇に献上することになりえないという意味のあらわれであり、歌という表現そのものが献上すべき一つであったということになる。言いかえれば、歌に表現された内容がともなつて献上された「物」は意味をもつたのではないだろうか。歌にするという行為は、坂上郎女にとって、自己の行為をわざわざ歌でことわるという、次の歌のあり方にもあらわれていよう。これは、都人である坂上郎女があえて、「みやびなみ」と歌うことに意味がある。天皇のまわりに広がるみやびな世界をとらえ、それを共有する坂上郎女だからこそ、「みやび」ではないことは、慎むべきであるとし、それに対しては、歌でことわることによってのみ、許されるというのが、坂上郎女にとっての天皇のまわりのみやび、そして、共有したい世界での行為なのではないだろうか。

こうした歌に対して、以下の歌は、表現上では、「恋」の形をとる。

天皇の賜へる御歌一首

⑩ 赤駒の越ゆる馬柵の標結ひし妹が心は疑ひもなし

海上女王の和へ奉れる歌一首

⑪ 梓弓爪引く夜音の遠音にも君の御幸を聞かくしよしも

四一五三〇～五三一

八代女王、天皇に献る歌一首

⑫ 君により言の繁きを故郷の明日香の川にみそぎしに行く

四一六二六

天皇酒人女王を思はず御製歌一首

⑬ 道に逢ひて笑ますがからに降る雪の消なば消ぬがに恋ふといふ我妹

四一六二四

⑭ 我が背子と二人見ませばいくはくかこの降る雪のうれしからまし

⑮には鳥の潜く池水心あらば君に我が恋ふる心示さね
 ⑯外に居て恋ひつつあらずは君が家の池に住むといふ鴨にあらましを

四一七二五―六

これらの歌の中で、⑩、⑪のみが贈答というかたちをとっている。そして、内容を見ると、⑩では、「妹が心は疑ひもなし」として、相手の恋情を確認し、⑪では「君が御幸を聞かくしよし」と歌い、天皇の訪れがあるということを知ることの喜びを歌うが、⑩の左註には、次のように記される

右は、今、案ふるに、この歌は擬古の作なり。ただ時の当れるを以ちて、便ちこの歌を賜へるか

左註によると、聖武のこの歌は、必ずしも聖武の発想ではなく、古い形の歌を模したものであり、その場にふさわしいものであったというのである。この点について、講談社文庫『万葉集』の脚注では「その場にふさわしい」として、「その場とは、古歌を誦し合う風流の場か」としているが、左註で「ただ時の当るを以ちて」と断っていることから見る限り、この歌は実体としての恋そのものといきれないであろう。恋歌という表現を共有することで意志の疎通がはかられていたのではないだろうか。ここでも、二人をつなぐものとして「歌」があり、ふさわしいものを求める「歌の場」があったのである。こうした歌のあり方が認められるとすると、聖武をとりまく女性の歌もその恋情ではなく、歌の表現のあり方から考えるべきなのではないだろうか。

⑫の歌は八代女王のものである。八代女王は『続日本紀』に「従四位下矢代女王の位記を毀す先帝に幸せられて志を改むるを以てなり」（天平宝字二年十二月）とあるように先帝に愛されていたのに、その志を改めたとの理由でその位記を削られたとされる人物である。恋の

ために「褻ぎ」をするというのは、万葉集中では他に、十一―二四〇三の歌をみるのみで、決して多い表現ではない。しかしながら、この歌の左註の「或る本」をみると「竜田越え三津の浜辺に褻ぎしに行く」という異伝が伝えられている。異伝の地名の「竜田」は、当時、難波へと結ぶ交通の要衝であったことは間違いないが、この歌の「故郷の飛鳥」とともに都人にとっては、なじみのある地名であったことは確かである。この歌は、聖武へ八代女王が贈ったとするものではあるが、それはこの二人もふくめた文化圏で歌い継がれる可能性をもった表現であるといえるのではないだろうか。

また⑬は聖武が酒人女王におくったものとされるが、それに対する返歌は残されていない。歌は、「道であつてほえんでくださったばかりに、今にも消え入りそうに恋慕っております」というあなたよ。」と、歌の表現のほとんどが、相手の行為そのものとして歌われ、作者の心情、状態は歌われない。聖武はここで、恋情を相手の行為に転換して歌っているのである。つまり、相手の発想を取り込んだ歌ということになる。こうした歌の表現も、歌によって、相手に伝えることが、日常の生活の出来事であっても、日常の会話とは、異なった意味を持つという共通認識のもとで歌われているのである。そして、その歌の場とは、歌は必ずしも実体そのものでなくとも、日常的に歌われ、それが理解される歌の場といえよう。その歌の場の共有が、恋歌の世界の発想と結びつくと、恋歌の、必ず相手を意識するという歌い方を広げ、相手への希求をどのように歌うか、また、相手からの歌をどのように受けとめるか、ということが重要な表現となる。だからこそ、そこでは実体を超えた、男女の恋歌表現となっていくといえよう。

次の⑭は光明子から聖武への唯一の贈歌である。この歌も光明子の聖武への思いという実体が論じられるが、内実はおいても、「雪」を媒介とする歌というあり方を見ることも可能であろう。その内容は恋歌そのものであるが、あえて恋歌を皇后が歌い、しかも、理想的な女

の歌を歌うということは、単に心情があふれているとして光明子の心を実体的に見るのではなく、歌を歌うことがもとめられていたとすべきであり、そして、歌う事で、二人の間を強固なものにしようとするのが可能な、天皇のまわりの「場」があつたとみられるべきであろう。

そして、それはまた、坂上郎女のものに強くあらわれているのである。例にあげた歌については、以前に論じたことがあるので、繰り返しを避け、要点のみを述べることとしたいが、重要なことは、恋歌というかたちの中で相手への希求をするということである。恋歌のかたちこそが、共有のものとして理解され、用いられていたということに他ならない。だからこそ、大伴という家の女性が、天皇である聖武に「恋」を歌いえるのであつた。二首ともその内容は恋歌そのものであり、こうした歌の表現を認め合う天皇の周りの「場」があつたのである。さらにそれは、恋というかたちの歌を歌うことが重要であつた。「場」に坂上郎女もまた、関わっていたことの証明となる。大伴家の女性である坂上郎女も、その実体を明らかにすることはできないが、残された歌から考えられるのは、女性という立場を使って、歌を交わすこと、文化圏を作っていくものであり聖武への献歌もその一環と考えられるであろう。女性たちと、天皇とは歌によっての結びつきがあり、そこには、恋歌という表現の共有が大きな意味をもっていたのである。

三

天皇のまわりに歌を作る女性が存在し、そこには、恋歌という形式によって、歌を交わし合うという文化圏があることがみてとれた。こうしたあり方は、天皇のまわりの女性の存在とともに、歌のあり方として、浸透していたのではないだろうか。同じ聖武の時代につきのよな歌をみることができる。

⑬九月のその初雁の使にも思ふ心は聞こえ来ぬかも

桜井王

八一六一四

⑭大の浦のその長浜に寄せる波ゆたけく君を思ふこのころ

聖武

一六一五

桜井王の歌の「初雁の使」とは、前漢の蘇武が匈奴にとらえられた時に、雁の足に文を託して放し、それが都の天子のもとに届いたために生存が確認されたという故事に基づくものであり、ここでは、当時、遠江の守となつて、都から下つていた桜井王が天皇に、都からみれば鄙ともいうべき国にいる自己を認識し、都とのつながりを求めたものであろう。この歌に対して、聖武は、「初雁の使」という都と鄙との結びつきにはふれず、「大の浦」という遠江の国府近くの地名をもちだすことで、場所に反応し、守としての桜井王の歌表現に答えつつ、それを序詞しつつ「ゆたけく君を思うこのころ」と、恋歌の表現にすり替えている。「君」と相手を呼ぶことで、この歌は、都で鄙へと下つた男を待つ女の立場の歌となつていのである。聖武のこの返歌によって、贈歌としての桜井王の歌は、鄙に下つた男の歌となつたといえる。聖武は、相手の歌から、都と鄙という物理的な隔たりをとらえると同時に、それを遠い国に赴任した男と、それを都で待つ女という、都での、恋歌の形に転換したのである。天皇という立場の聖武が、遠江守という立場の桜井王からの歌に託した願いを、あえてずらし、恋歌に仕立てたという見方も、また可能であろう。いずれにしても、聖武は、恋歌の形、効用を十分に理解し、使っていたからこそ、こうした返歌が可能であつたというべきであらう。聖武に歌を贈つた側の桜井王にしても、聖武がこうした歌を贈り得たということは、歌に同じ理解があつたということになり、両者のこの贈答のあり方は、同じ、

歌の文化圏にいるということになるはずであろう。

聖武の歌を見る限りでも、場にふさわしい擬古的な表現をしたり、相手の行為をそのまま、歌い込むことで、立場を相手に転換するという恋歌を作り上げた。そして、それは、自らを女の立場にして歌うという歌にもなっていくのである。相手の歌の発想を自らの歌表現に取り込むということが、聖武の歌にはみられるが、それは、歌の場において、相手の反応を強く意識する恋歌を歌いあつたという日常にかかわってくるのではないだろうか。

女性たちによって作られた歌のあり方は、こうして、男性をも巻き込んで広がりをみせていくのである。それが、天皇の性差に関わりなく存在していくのは、男性の天皇である聖武の時代の歌から知ることができよう。聖武の時代は、前の女性の天皇の時代の女性たちの歌のありかたを受け、私的でありつつも、歌をより広い範囲で交わしあう文化圏を確立したと考えられる。

天皇のまわりの私的な歌のあり方は、万葉集で見る限り次の時代にも引き継いでいられる。例を見てみよう。

天皇、太后、共に大納言藤原家に幸す時に、黄葉せる沢蘭一株抜き取り、内侍佐々貴山君に持たしめ、大納言藤原卿と陪従の大夫等に遣はし賜ふ御歌一首
命婦誦みて曰く

この里は継ぎてや霜置く夏の野に我が見し草はもみちたりけり

十九—四二六八

天皇は聖武の娘である孝謙、太后は聖武の皇后の光明子である。この二人が大納言、藤原仲麻呂の家に不幸した時、天皇である孝謙が「黄葉せる沢蘭」を抜きとって歌ったものである。歌の内容は、季節に先

駆けて色づいた草をほめたものであり、それが植えられていた藤原家をほめたものに他ならないが、ここで、注目したいのは、題詞が「命婦誦みて曰く」としていることである。天皇が直接歌って聞かせたのではなく、そこには、歌を歌って伝える命婦がいたというのである。

歌によってほめるという場とともに、歌を披露する命婦の存在から、歌がこのような場で歌われるべきもの、歌の重要さが明らかであるが、同時に、歌には、つねに場に即したものが求められ、それを共有するという文化圏のありようがみてとれる。天皇のそばには、こうして、歌があり、それに関わる女性が存在していたのである。男性と天皇の歌のあり方とは異なつた女性の歌の場であるといえよう。

こうした女性たちの歌のあり方に対して、男性たちも、決して関わりがなかったというわけではない。歌そのものが歌われた時代は、聖武の時代ではあるが、それが孝謙まで続いている例として、次の歌とその伝承のあり方が注目される。

山村に幸行しし時の歌二首
先の太上天皇、陪従の王臣に詔して曰はく、「夫れ諸王卿等、宜しく和ふる歌を賦して奏すべし」とのりたまひて、即ち、口号ばして曰はく
あしひきの山行きしかば山人の朕に得しめし山づとそこれ
舍人親王、詔に応へて和へ奉る歌一首
あしひきの山に行きけむ山人の心も知らず山人や誰

二十一—四二九三—四

「先の太上天皇」とは元正のことであるが、この歌には左註がつく。左註はこのように記される。

右は、天平勝宝五年五月に、大納言藤原朝臣の家に在りし時に、事を奏すに依りて請問し間に、少主鈴山田土麻呂、少納言大伴宿称家持に語りて曰はく「昔この言を聞けり」といひて即ちこの

歌を誦めり。

行幸時もしくは、行幸から戻った後に歌を求められることは珍しくないものであるが、ここで天皇は、歌を「口号（は）ばして」言ったという。つまり、天皇が当時存在した古歌、もしくは、古歌を手直ししたものを「口号（は）さんだということが注目される。そして、仕えていたものの中から、天皇の叔父にあたる舍人皇子が「和へた」というのである。「口号（は）して」という言葉は、万葉集中、この一例のみであるが、おそらく、天皇の作った歌というよりも、知られていた古歌をもとにしたというのが一般である。そのように見るならば、やはり、ここでも場に求められた歌、共有すべき歌の内容があったということになる。さらに、左註によれば、これは、「昔」のこととして語り伝えられ、大納言藤原仲麻呂の家で天皇への奏上に関する指示を問おうとしている時に、居合わせた少主鈴木山田史土麻呂から聞いたというのである。それは、この歌と歌の背景が歌を中心とする「語り」として伝えられていた証明になる。女性のみならず、男性の間にも、こうした、歌の場があり、歌は、それぞれの個性を持ちつつ語られ、歌の場で再生され、共有の世界の一端となっていくのである。

四

古今集における歌の復活以降、政治とからんだ男性の側から作られたものが、いわゆる女房たちの歌の世界であるとするならば、見てきたような万葉集における女性を中心とした歌のあり方は、その前段階として、歌がそうなる基盤を作ったと言っても過言ではない。それは、女性たちにとって、私的な個別の恋歌から広がり、日常化された歌世界の共有の場となっていく、後には男を取り込む世界へと変容する。こうしたあり方は、男性を巻き込むものの男性官人たちの歌とはまた異なった世界を作り上げていったであろう。そして、宮廷での歌のあ

り方は、大伴家をはじめとした貴族層にも浸透していったことは、大伴家の女性たちの中で交わされた歌歌でも確かなことといえる。こうした、女性を中心とした歌の世界は、私的なものでありながら、歌そのもののあり方として、存在を確かなものにしていったのであろう。歌は、やはり、貫之がみてとったように「色好み」からは離れることなく、それを歌そのものの力として、形をかえつつ、後の時代の動きを待っていたのである。

注

① 真名序では、次のように書かれている。

「好色の家、これを以ちて花鳥の使いとなし、乞食の客、これを以ちて活計の媒となすこと有るに至る。故に半ばは婦人の右となり、大夫の前に進め難し。」

ここでは「故に半ばは婦人の石となり」とあり、「色好みの家に、埋れ木の人知れぬ事となりて実なる所には、花薄、穂に出すべき事にも有らず成りにたり」とある。仮名序より、さらにはつきりと恋歌と女性の関わりが出ているものと考えられる。

② 六歌仙の小野小町の評でも「あはれなるようにてつよからず。いはば、よき女のなやめるところあるに似たり。つよからぬは、女の歌なればなるべし」というように、「女」という言葉を用いて、男性を意識した女性の歌のとらえ方がなされている。

③ 横田健一氏は聖武天皇の時代に男帝である聖武をとりまく「女官や、臣下の人たちの妻などが開く宮廷のサロンの文化」が「くりひろげられていた」とされる。「天平の後宮―聖武天皇をめぐる女性

たち―」

④内容は明らかではないものの、近江という地名から、人麻呂の「近江荒都歌」が想像され、その荒れた都に関する歌語りとする説がある。(『万葉集全釈』鴻巣守広『万葉集評釈』窪田空穂) また、講談社文庫版『万葉集』では、この歌の脚注で「依網娘」と称する語り部がいて人麻呂や近江の伝承を伝えたか」とする。

⑤四一五一九の大伴郎女の割り注に「今城王の母なり、今城王は後に大原真人の氏を賜へり」と記される。大原真人今城は家持とも親交がありこの番号以下の歌の記録保持に関わっていたとされる。

⑥坂上郎女の母。大伴安麻呂の妻。

⑦このあたりのことは、すでに論じている。「池によせる情」『大伴坂上郎女の研究』

⑧詳しい経歴はわからないが、割り注によると「穂積皇子の孫女」とある。穂積皇子の娘には、広河女王という女性もおり、この女性は、戯笑的な歌を作っている。穂積皇子のもとに嫁したとされる坂上郎女にも戯笑歌があり、穂積と関わる女性に伝わる歌というものも考えられるであろう。

⑨横田氏は、この歌に「唐代宮廷の宮怨侍」が連想されるとする。宮怨侍は女性の心情として「皇帝が後宮のどの局へ臨幸するか、胸をわくわくさせて待」ち、「自分の局への臨幸の音には喜びにふるえ、他の局へ皇帝が去る足音に失望落胆する嘆きをうた」っていると考え、それと同じ哀歎がよみとれるとされる。注④に同じ。

⑩恋に関わる「褌ぎ」についてのもう一首は次のような歌である。
玉久世の清き川原に身褌して齊ふ命は妹が為こそ

十一―二四〇三

⑪このあたりのこともすでに論じている。注⑦におなじ。

⑫恋歌以外に女性が聖武に贈った歌として梶犬養三千代の次のような歌がある。

太政大臣藤原の宮の梶犬養命婦の天皇に奉る歌一首

天雲をほろに踏みあだし鳴る神も今日の益りて畏けめやも

十九―四二三五

この歌は「右の一首、伝へ誦めるは掾久米朝臣広繩なり」とあるように伝誦歌で時代は明らかにできないが、一般にいわれているように天皇を聖武とすると、この歌も「命婦」という立場の女性が聖武に贈ったということになる。ただし、この女性は、光明子の生母であり、また歌の内容が天皇賛美に終始していることから、特別な歌の場が考えられるため、坂上郎女のものとは、必ずしも同じには考えられないであろう。

⑬舍人親王が薨したのは天平七年十一月であるため、この歌が作られたのは、それ以前と考えられる。

⑭天皇が諸臣に対してこのような歌い方をするのは、万葉集中このみである。この「口号」について、「諸臣を統括する天皇自身の力が表示されている」とする説もある。阿部りか「万葉集における伝誦歌―山村行幸時の歌二首をめぐって―」『日本古典文学の諸相』